

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第8章 地方自治 (4)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

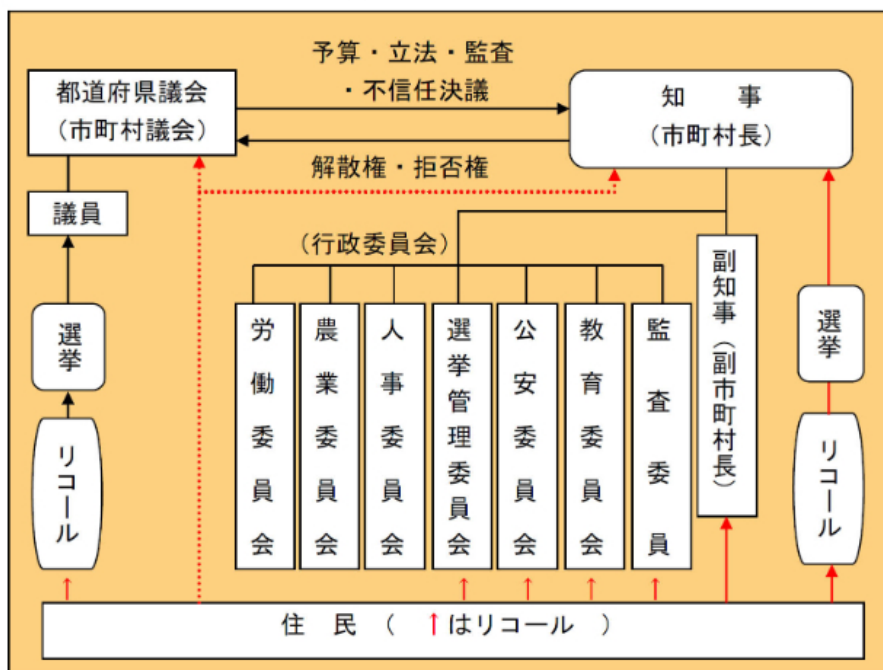
資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第8章 地方自治 (4)

地方自治のしくみ



日本国憲法第九十五条 【 特別法の住民投票 】

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

概要説明

特定の地方公共団体（複数でも可）だけに適用する特別法が国会で制定され、地方自治権を侵害することがないように、その制定には住民投票により、有効投票の過半数の賛成で初めて法律として成立します。「一の」とは「特定の」と言う意味であって複数の地方公共団体に関する特別法もあります。「横須賀、呉、佐世保、舞鶴」の4市に適用された旧軍港都市転換法（1950年4月に可決された特別法：旧軍港四市を平和産業港湾都市に転換することにより、平和目的に寄与するために制定された法律）が、本条の特別法にあたるとして、住民投票が行われました。なお、近年では、市町村合併に伴う、住民投票に関する条例を制定し政策決定を行う事例があります。

語句説明

①特別法・・・国民一般に適用されるのではなく、特定の地域・人・事項だけに適用される法律。

PDF版

傾聴

語り部スキル

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 キーワード検索はこちら

📄 サイトマップ 📄 このサイトについて 📄 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

静岡で働く人のための資料閲覧サイト
【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.